

◎新潟県告示第1227号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年12月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県長岡市寺泊野積字須走1の1・寺泊湊町7181の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
河川管理施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）